

○長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例

平成25年4月1日
長崎県病院企業団条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、看護に関する高度な専門知識及び技能を習得するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の修士課程に在学する看護師で、将来、長崎県病院企業団が経営する病院（以下「企業団病院」という。）に勤務しようとする者に対し、看護師大学院修学支援資金（以下「修学支援資金」という。）を貸与することによって、企業団病院における高度な専門知識及び技能をもった看護師の確保を図ることを目的とする。

(修学支援資金の貸与)

第2条 企業長は、看護に関する高度な専門知識及び技能を習得するため、大学院の修士課程に在学する看護師で、将来、企業団病院に高度な専門知識及び技能をもった看護師として勤務しようとする者に対し、毎年度予算の範囲内において、修学支援資金を貸与することができる。

(修学資金の貸与額等)

第3条 修学支援資金の対象となる経費及びその貸与額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入学金 50万円以内

(2) 修学補助費 月額10万円

2 修学支援資金は、無利子とする。

3 修学支援資金の貸与を受けることができる期間は、貸与の決定を受けた日の属する月から、正規の修学期間の修了する日の属する月までとする。

(連帯保証人)

第4条 修学支援資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、修学支援資金の貸与を受けた者（以下「看護大学院修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し及び停止)

第5条 企業長は、看護大学院修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学支援資金の貸与を取消することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

(5) 修学支援資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(6) その他看護大学院修学生として不相当と認められるとき。

2 企業長は、看護大学院修学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき、その他、修学支援資金を貸与することが不相当と認めるときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から終了した日の属する月まで、修学支援資金の貸与を行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第6条 企業長は、看護大学院修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学支援資金の返還を免除するものとする。

(1) 大学院の修士課程を修了した日の属する月の翌月から起算して、10年以内に修学支援資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上企業団病院の職員として在職したとき。

(2) 前号に規定する企業団病院の職員として在職する期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため看護師の業務を継続することができなくなったとき。

(返還及び遅延利息)

第7条 修学支援資金は、看護大学院修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、1年以内に返還しなければならない。

(1) 第5条第1項の規定により、修学支援資金の貸与を取り消されたとき。

(2) 大学院の修士課程を修了した日の属する月の翌月から起算して、10年以内に企業団病院の職員としての在職期間が前条第1号の期間に達しなかったとき。

2 正当な理由がなくて修学支援資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合をもって、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した遅延利息を支払わなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第8条 企業長は、看護大学院修学生の死亡(第6条第2号に規定する場合を除く。)、心身の著しい障害その他やむを得ない理由により、修学支援資金の返還を免除することが適当と認めた場合は、前条の規定にかかわらず、修学支援資金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第9条 企業長は、看護大学院修学生が災害、疾病その他やむを得ない理由により修学支援資金の返還が困難であると認められるときは、その事実が継続する期間、修学支援資金の返還を猶予することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。